

あかししはんざいひがいしやとう しえん かん じょうれい かいせいあん
 「明石市犯罪被害者等の支援に関する条例」改正案

かいせいあん げんこう へんこうぶぶん かせん しめ
 ※改正案と現行の変更部分は、下線で示しています。

改 正 案	現 行
<p>あかししはんざいひがいしやとう けんり およ しえん <u>明石市犯罪被害者等の権利及び支援に</u> <u>関する条例</u></p> <p>(目的)</p> <p>だい じょう この じょうれい は、はんざいひがいしやとう きほんほう 第1条 この条例は、犯罪被害者等基本法 (平成16年法律第161号。以下「法」という。) に基づき、あかしし におけるはんざいひがいしやとう のしえん ためのせさく に関するきほん となるじこう をきざ 定めることにより、はんざいひがいしやとう ひつよう として、せさく をそうごうてき すいしん し、もって <u>犯罪</u> <u>被害者等の権利利益の保護並びに犯罪</u> <u>被害者等</u>がうけた被害のけいげん およ かいふく ほか をもくてき することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>だい じょう この じょうれい において、つぎ かくごう にかか 第2条 この条例において、次の各号に掲 げる用語の意義は、当該各号に定めるところ による。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>市民等 市内に居住し、通勤し、</u> <u>通学し、又は滞在する者をいう。</u></p> <p>(5) <u>事業者 市内において、事業活動又</u> <u>は市民活動を行う者又は団体(国及び</u> <u>地方公共団体を除く。)</u>をいう。</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(基本理念)</p> <p>だい じょう <u>すべて犯罪被害者等は、個人の尊厳</u> 第3条 <u>すべて犯罪被害者等は、個人の尊厳</u> <u>が重んぜられ、その尊厳にふさわしい日常</u> <u>生活及び社会生活を営むことができる</u> <u>権利を有する。</u></p> <p>2. <u>犯罪被害者等の支援は、迅速かつ公正に</u> <u>行うとともに、犯罪被害者等の経済的負担</u> <u>について適切に配慮された、利用しやすいも</u> <u>のでなければならない。</u></p>	<p>あかしし はんざい ひがいしや とう しえん かん <u>明石市犯罪被害者等の支援に関する</u> <u>条例</u></p> <p>(目的)</p> <p>だい じょう この じょうれい は、はんざいひがいしやとう きほんほう 第1条 この条例は、犯罪被害者等基本法 (平成16年法律第161号。以下「法」という。) に基づき、あかしし におけるはんざいひがいしやとう のしえん ためのせさく に関するきほん となるじこう をきざ 定めることにより、はんざいひがいしやとう ひつよう として、せさく をそうごうてき すいしん し、もって _____ <u>犯罪</u> <u>被害者等</u>がうけた被害のけいげん およ かいふく ほか をもくてき することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>だい じょう この じょうれい において、つぎ かくごう にかか 第2条 この条例において、次の各号に掲 げる用語の意義は、当該各号に定めるところ による。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>市民等 市民及び市内において事業</u> <u>活動又は市民活動を行う者又は団体</u> <u>をいう。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(基本理念)</p> <p>だい じょう <u>犯罪被害者等の支援は、迅速かつ</u> 第3条 <u>犯罪被害者等の支援は、迅速かつ</u> <u>公正に行うとともに、犯罪被害者等の</u> <u>経済的負担について適切に配慮された、</u> <u>利用しやすいものでなければならない。</u></p> <p>(新 設)</p>

3 (略)

4 (略)

5 (略)

6 (略)

7 (略)

8 (略)

第4条 (略)

(市民等の責務)

第5条 市民等は、犯罪被害者等が置かれて

いる状況及び犯罪被害者等を地域で支え

合うことに関する関心と理解を深めるとと

もに、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の

名誉又は生活の平穩を害したり、二次被害を

生じさせたりすることのないよう十分に

配慮するとともに、市及び関係機関等が行

う犯罪被害者等の支援に協力するよう努

めるものとする。

(事業者の責務)

第5条の2 前条の規定は、事業者について

準用する。

2 事業者は、犯罪被害者等がその被害に係

る手続に適切に関与することができるよう、

その就労及び勤務について十分に配慮す

るよう努めるものとする。

(相談及び情報の提供等)

第6条 (略)

2～3 (略)

4 市は、犯罪被害者等が犯罪等の被害に起因

して受けた精神的被害から早期に回復する

ことができるようにするため、公認心理師、

臨床心理士等による心理相談その他の

必要な施策を講ずるものとする。

(支援金の支給)

第7条 市は、犯罪被害者等が受けた犯罪等

の被害による経済的負担の軽減を図るため、

60万円を超えない範囲で支援金の支給を

行うものとする。

2 (略)

(特例給付金の支給)

2 (略)

3 (略)

4 (略)

5 (略)

6 (略)

7 (略)

第4条 (略)

(市民等の責務)

第5条 市民等は

基本理念にのっとり、犯罪被害者等の

名誉又は生活の平穩を害したり、二次被害を

生じさせたりすることのないよう十分に

配慮するとともに、市及び関係機関等が行

う犯罪被害者等の支援に協力するよう努

めるものとする。

(新設)

第6条 (略)

2～3 (略)

4 市は、犯罪被害者等が犯罪等の被害に起因

して受けた精神的被害から早期に回復する

ことができるようにするため、

臨床心理士等による心理相談その他の

必要な施策を講ずるものとする。

(支援金の支給)

第7条 市は、犯罪被害者等が受けた犯罪等

の被害による経済的負担の軽減を図るため、

40万円を超えない範囲で支援金の支給を

行うものとする。

2 (略)

(特例給付金の支給)

第7条の2 市は、犯罪等により犯罪被害者が死亡した事案において、次の各号のいずれかに該当するため第14条の立替支援金の支給を受けられない遺族に対し、60万円の特例給付金の支給を行うものとする。

(1)～(4) (略)

2 (略)

第7条の3～第13条の2 (略)

(立替支援金)

第14条 (略)

2 (略)

3 第1項の規定により市が支給することができる立替支援金は、その金額の上限を300万円(同項第1号に該当する場合にあっては、1,000万円)とする。

4～5 (略)

(市民等及び事業者の理解促進)

第15条 市は、犯罪被害者等が犯罪等により受けた被害から回復し、平穏な生活を取り戻すため、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏への配慮その他犯罪被害者等の権利の重要性等について市民等及び事業者の理解を深めるための施策を行うものとする。

第16条～第19条 (略)

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(条例の検証及び見直し)

2 市長は、令和5年4月1日から起算して3年を経過するごとに、この条例の内容が犯罪被害者等を取り巻く社会の状況に適合しているかどうか検証し、その結果を踏まえ、この条例及びこの条例に基づく制度等の見直しが適当であると判断したときは、必要な措置を講ずるものとする。

第7条の2 市は、犯罪等により犯罪被害者が死亡した事案において、次の各号のいずれかに該当するため第14条の立替支援金の支給を受けられない遺族に対し、20万円の特例給付金の支給を行うものとする。

(1)～(4) (略)

2 (略)

第7条の3～第13条の2 (略)

(立替支援金)

第14条 (略)

2 (略)

3 第1項の規定により市が支給することができる立替支援金は、その金額の上限を300万円とする。

4～5 (略)

(市民等の理解促進)

第15条 市は、犯罪被害者等が犯罪等により受けた被害から回復し、平穏な生活を取り戻すため、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏への配慮の重要性等について市民等の理解を深めるための施策を行うものとする。

第16条～第19条 (略)

附則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(新設)

びこう
備考

- 1 改正部分は、下線の部分である。
- 2 改正の欄に「(削る)」とある場合は、現行の欄の改正部分を削る。
- 3 現行の欄に「(新設)」とある場合は、改正の欄の改正部分を加える。